

もう
住宅用火災警報器
を設置しましたか？



消防法及び市火災予防条例で、平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

火災の発生を早期に見出すことで、あなたや家族の命が救われます。

災害により被災されたら…

市では、災害により被災された方の生活が早く復興できるよう、以下の支援制度を設け相談に応じております。

制度等	相談内容	お問い合わせ
災害見舞金制度	うるま市在住の方で、災害により死亡または治療期間が30日以上の方、家屋の全焼・全壊、半焼・半壊及び床上浸水の被害に遭われた方を対象に災害見舞金を支給しています。	市民生活 ☎973-5487
資産税の相談	災害により被害を受けた固定資産税の相談を行っております。	資産税課 ☎973-5394
市県民税の相談	災害により被災された方を対象に市県民税の相談を行っております。	市民税課 ☎973-5382
納税の相談	災害により被災された方を対象に納税相談を行っております。	納税課 ☎973-1099
国民健康保険税の相談	国民健康保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に国民健康保険税の相談を行っております。	国民健康保険課 賦課徴収係 ☎973-3202
後期高齢者医療保険料の相談	後期高齢者医療保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に後期高齢者医療保険料の相談を行っております。	国民健康保険課 老人医療係 ☎973-3177
介護保険料の相談	介護保険第1号被保険者(65歳以上)で、災害により被災された方を対象に介護保険料の減免について相談を行っております。	介護長寿課 ☎973-3208
生活保護の相談	災害により被災され、最低限度の生活水準を維持することが困難になられた方に対して、生活保護の相談を行っております。	生活福祉課 ☎973-4982
建築確認申請手数料の相談	災害により滅失又は破損した住宅をその災害発生の日から6か月以内に建築又は大規模修繕をする場合、建築確認申請手数料の相談を行っております。	建築指導課 ☎965-5601
り災証明書の発行	災害により家屋等が被災した方に、「り災証明」の発行を行っております。「り災証明」は、災害見舞金や損害保険などの申請に必要となる場合があります。被災者からの申請により、市や消防が被災した建物等を調査し「り災証明」を発行いたします。	●火災・家屋等の浸水被害 消防本部予防課 ☎975-2119 ●地震・その他の自然災害 市役所総務課 ☎973-0606

沖縄電力からのお願い



台風シーズンをむかえて

はがれそうなトタンや看板は堅固に固定しておきましょう。トタンや看板およびビニールシート等は風に飛ばされ易く、非常に危険です。また電柱や電線にかかって断線、電柱倒壊等の原因になりますので、予め堅固に固定しておきましょう。



アンテナや庭木の枝は大丈夫？

アンテナや樹木の枝が強風で倒れたり、折れたりして電線に触れると危険です。アンテナは堅固に固定し、庭木の枝等は、適当な高さに伐採しましょう。

沖縄電力ホームページ

<http://www.okiden.co.jp/index.html>